

報告第12号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月26日報告

鯖江市長 佐々木 勝久

専決第9号

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月6日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- 1 損害賠償および
和解の相手方 越前市在住の個人
- 2 事故発生日時 令和8年2月14日 午前8時頃
- 3 事故発生場所 鯖江市平井町
- 4 事故の概要 相手方が市道・丹南広域道西線の南側歩道をランニングにより東方向に移動していた際に歩道に併設されている道路側溝上に足を踏み入れたところ、設置されていたグレーチングが外れたことにより側溝内に落下し負傷した事故
- 5 損害賠償額 6,590円
- 6 和解の内容 本事故については、市の支払う損害賠償額を5のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。

理 由

本事故において身体損害を与えたので、損害賠償および和解をする。